

板橋区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(令和5年10月5日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者のことをいう。
- (2) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係のことをいう。
- (3) 宣誓 区長に対し、パートナーシップにある者の双方が互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を区に提出することをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をする日(以下「宣誓日」という。)において、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 双方がともに民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方がともに婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないこと。
- (3) 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) パートナーシップ関係の相手方が民法(明治29年法律第89号)第734条第1項本文に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族又は同法第735条に規定する直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が板橋区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有していること。
 - イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に区内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が3か月以内に区内への転入を予定していること。
- (6) 双方が第8条の規定による取消を受けたことがないこと。

(宣誓方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）の双方は、板橋区パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）

に、宣誓予定者の双方が自己に係る事項を自書し、自己の氏名を署名したうえで、次の各号に掲げる書類を添付して、区長宛て提出する。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する世帯全員の続柄が記載された住民票の写し（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）。

(2) 戸籍の個人事項証明又は抄本（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）。ただし、宣誓予定者の双方又はいずれか一方が外国籍である場合は、戸籍の個人事項証明に代わり、その者の本国の法律が定める婚姻の成立要件を充足していることを、その者の本国の法律に基づいて証明する書面（いわゆる婚姻要件具備証明書又は独身証明書等）及びこれらの書面に係る日本語の翻訳文（翻訳文作成者の住所氏名が記載されたもの。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類。

2 前項に定める宣誓書の提出にあたっては、宣誓予定者の双方は、事前に区に予約を行ったうえで、区役所の担当窓口で宣誓予定者の双方が来庁して提出する。

3 本条第1項の規定にかかわらず、宣誓予定者の双方又はいずれか一方が宣誓書に自己に係る事項を自書し、及び自己の氏名を署名することができないときは、本区職員及び宣誓予定者の双方の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

(受領証等交付)

第5条 区長は、前条第1項に規定する書類を提出した者が第3条各号に掲げる要件を全て満たしていると認めたときは、板橋区パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式。以下「受領証」という。）及び板橋区パートナーシップ宣誓書受領証携帯用カード（別記第3号様式。以下「携帯用カード」という。）を交付するものとする。ただし、第3条第5号イ又はウの要件に該当する者については、板橋区パートナーシップ宣誓書受付票（別記第4号様式。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

2 区長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者から、宣誓日の属する月から3か月後の当該宣誓日の応当する日までに当該受付票及び区内への転入を証する住民票の写しの提出（来庁に限る。）があったときは、受領証及び携帯用カードを交付するものとする。

(受領証等再交付)

第6条 区長は、受付票又は受領証及び携帯用カード(以下「受領証等」という。)の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)から、次の各号に掲げる事由により板橋区パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。)の提出(来庁に限る。)があった場合には、受領証等を再交付するものとする。

- (1) 受領証等を紛失したとき。
- (2) 受領証等を毀損し、又は汚損したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再交付を必要とする事由が生じたとき。

2 宣誓者は、前項の規定により受領証等の再交付を受ける場合、受領証等を区長に返還しなければならない。ただし、前項第1号その他の事由により当該受領証等の返還が困難である場合は、この限りでない。

(宣誓書記載事項の変更)

第7条 宣誓者は、次の各号に掲げる宣誓書の記載事項に変更があった場合は、板橋区パートナーシップ宣誓書記載事項変更届兼再交付申請書(別記第6号様式。以下「変更届」という。)に、その事実を証する書類を添えて区長に提出(来庁に限る。)しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 通称
- (3) 住所(宣誓者双方又はいずれか一方が区の区域外(以下「区外」という。)に転出する場合を除く。)
- (4) 連絡先

2 区長は、前項第1号から第3号までに掲げる記載事項の変更を理由として変更届の提出を受けた場合は、受領証等を再交付するものとする。

(宣誓の取消等)

第8条 区長は、宣誓者双方又はいずれか一方が次の各号に掲げる事由に一つでも該当する場合、宣誓を取り消すことができる。なお、宣誓を取り消した場合には、宣誓者に対し、板橋区パートナーシップ宣誓取消通知書(別記第7号様式)により当該宣誓を取り消した旨を通知する。

- (1) 宣誓者双方又はいずれか一方が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付(再交付を含む。)を受けたとき。
- (2) 受領証等を不正に使用したとき。

2 前項の規定により宣誓を取り消された者は、直ちに受領証等を区長に返還しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により宣誓を取り消した場合は、受付票の受付番号又は受領証の交付番号を公表する。ただし、前項の規定による返還があった場合は、当該公表を取り止めるものとする。

(受領証等の失効及び返還)

第9条 受領証等は、次の各号のいずれかに該当する場合に、失効する。

- (1) 宣誓者の双方又はいずれか一方が区外に転出したとき。
- (2) いずれか一方が死亡したとき。
- (3) 当事者の双方又は一方が、板橋区パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記第8号様式。以下「返還届」という。)を区に提出(来庁、郵送の別を問わない。以下この条において同じ)したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条各号に規定する要件に一つでも該当しなくなったとき。

2 宣誓者は、前項に該当する場合には、別記8号様式の返還届に受領証等を添えて、速やかに(前項第2号の場合には遅滞なく)区長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、受領証等の提出は要しない。

ア 紛失その他の事情により返還が困難である場合

イ 宣誓者のいずれか一方が、前項第2号に掲げる事由に該当することにより、失効後も所持を希望する場合

3 前項ただし書イの規定により宣誓者のいずれか一方が区長に受領証等を返還しない場合にあつては、区長は、同項本文の提出を受けた際、当該受領証等の所定欄に失効したことを示す押印又は記載をし、提出者に当該受領証等を返戻する。

4 区長は本条第1項第3号に掲げる返還届の提出を受け、必要と認める場合は宣誓者の双方又はいずれか一方に対し、板橋区パートナーシップ宣誓失効通知書(別記第9号様式)により受領証等が失効した旨を通知するものとする。

5 本条第1項各号により受領証等が失効した場合であつて、かつ、当該受領証等の返還がされないとき(本条第2項ただし書の規定により返還をされない場合を除く。)は、区長は、前条第3項の方法により、当該返還のされていない受付票の受付番号又は受領証の交付番号を公表し、又は公表を取り止めるものとする。

(本人確認)

第10条 区長は、宣誓書、受付票、再交付申請書、変更届又は返還届の提出があつたときは、提出者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。ただし、前条第2項の提出を郵送で行う場合は、次の各号に掲げる書類のいずれかの写しの提出を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他区長が適当と認める書類
(通称使用)

第11条 宣誓予定者又は宣誓者は、通称の使用を希望する場合には、第4条第1項及び第7条第1項に規定する書類において、氏名と併せて当該通称を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する場合は、第4条第1項又は第7条第1項に規定する書類を提出するときに、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

3 区長は、宣誓予定者又は宣誓者が通称の使用を希望するときは、前項の提示書類を確認のうえ、受領証等に氏名と併せて通称を使用するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。